

(参考様式1-2)

事前点検シート

| | | | |
|----------------|---|-------------|---|
| ふりがな | ふくいけん・さかいし・あわらし | ふりがな | さかいほくぶちくかつせいかけいかく |
| 計画主体名 | 福井県・坂井市・あわらし | 活性化計画名 | 坂井北部地区活性化計画 |
| 計画期間 事業実施期間 | 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和8年度 | 総事業費(交付金) | 783,215千円 (356,004千円) |
| 活性化計画目標 | 雇用者数(新規就農者を含む)の増加 26人 地域産物の販売額の増加 103,133千円 農業体験の提供 63人 | 事業活用活性化計画目標 | 雇用者数(新規就農者を含む)の増加 26人 地域産物の販売額の増加 103,133千円 農業体験の提供 63人 |

| | | | |
|------------|-----------|-------------|-------|
| 計画主体 確認の日付 | 令和6年1月31日 | 農林水産省 確認の日付 | 年 月 日 |
|------------|-----------|-------------|-------|

1 計画全体について

| 番号 | 項目 | チェック欄 | | 判断根拠 |
|-----|--|-------|-------|--|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 1-1 | 活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。 | ○ | | リース方式の生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウスおよび高度環境制御施設、以下リースハウス)整備により新規就農者の参入を促進し、地域資源を活用した農山漁村における就業の場の確保、所得の向上および雇用の増大を実現することで農業を主とした地域経済、地域社会の活力向上を目指すものであり、同法および基本方針の趣旨と合致している。 |
| | 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対 | ○ | | 新規就農者の参入促進を実現するためには、一年を通して栽培 |

| | | | | |
|-----|--|---|--|--|
| | 象事業の構成が妥当なものか。 | | | が可能で農業収入を切れ目なく確保できる低コスト耐候性ハウスおよび高度環境制御栽培施設の整備が必須である。現在、資材価格等が高騰しているため、農業者の負担軽減および経営安定のために福井県農業協同組合が新たに上記施設を整備しリース方式で貸し出す本事業の構成が妥当である。 |
| | 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。 | ○ | | 活性化計画の目標（雇用者数の増加、地域産物の販売額の増加、農業体験提供数）と、事業活用活性化計画目標（農山漁村への定住促進）は地域活性化を図るうえで密接に関連しており、実現するための取組の方向性や内容は一致している。 |
| 1-2 | 計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。 | ○ | | 改善計画期間中の改善計画を実施中ではない。 |
| 1-3 | 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。 | ○ | | 令和2年3月に策定した「第2次坂井市総合計画」、令和年3月に策定した「第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2年3月に策定した「第2期あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、平成31年3月に策定した「新ふくいの農業基本計画」、令和3年5月に策定した「坂井地区農業振興ビジョン」に基づいた取組である。 |
| 1-4 | 活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。 | ○ | | 福井県農業協同組合、坂井市、あわら市、福井県および関係農業者での話し合いの議事録および関係農業者との個別面談の記録 |
| | 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。 | ○ | | 活性化計画の策定に当たって、話し合いの参加者には毎回女性が含まれている。また、市事業である「女性農業者活躍サポート事業」等を活用して、女性農業者から意見や提案を聞く機会を設けている。 |
| 1-5 | 事業の推進体制は確立されているか。 | ○ | | 坂井地区農業振興協議会（構成員：両市役所、福井県農業協同組合、坂井総合事務所、関係団体、農業者）において、坂井地区 |

| | | | | |
|------|--|---|--|--|
| | | | | <p>全体の今後 10 年間の方向性を示す「坂井地区農業振興ビジョン」を令和 3 年 5 月に策定している。坂井地区農業振興ビジョンは「みんなが夢や希望をもって挑戦！坂井の農業」を基本理念として、地域の目指す姿および実行プランを定めている。本ビジョンにおいて、坂井北部地区で「後継者を確保する園芸団地を形成して産地を活性化」することが位置づけられており、関係機関が一体となった事業の推進体制が確立されている。</p> |
| 1-6 | <p>活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p> | ○ | | <p>リースハウスの整備により、新規就農者の参入促進とその新規就農者を育成する先進農家の増加を図り、地域資源を活用した農山漁村における就業の場の確保、所得の向上および雇用の増大を実現することで農業を主とした地域経済、地域社会の活力向上および定住促進が図られるため、両目標と事業内容の整合性は確保されている。</p> |
| | <p>農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p> | ○ | | <p>令和 2 年 3 月に策定した「第 2 次坂井市総合計画」、令和 5 年 3 月に策定した「第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、平成 31 年 3 月に策定した「新ふくいの農業基本計画」、令和 3 年 5 月に策定した「坂井地区農業振興ビジョン」に基づいた取組である。</p> |
| 1-7 | <p>計画期間・実施期間は適切か。</p> | ○ | | <p>実施要領別記 3 第 1 の 3 に定められた期間内である。</p> |
| 1-8 | <p>事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。</p> | — | | <p>該当なし</p> |
| 1-9 | <p>交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。</p> | ○ | | <p>交付金要望額（356,004 千円）は、交付対象事業費（712,010 千円）×交付額算定交付率（50%）の範囲内であり、要望交付限度額（上限 400,000 千円）の範囲内である。</p> |
| 1-10 | <p>活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場</p> | ○ | | <p>本区域の農林地面積は総面積の約 72%、農林漁業者数は全就業</p> |

| | | | | |
|--|----------|--|--|--|
| | 合は記載不要)。 | | | 者数の約 7%を占めており、農業が本区域の主要な産業となっている。農業従事者数は1,205名 (H17) から764名 (R2) に減少、うち65歳以上の割合は66%から76%まで上昇している。また、市街地が形成されている区域は含まれていない。 |
|--|----------|--|--|--|

2 個別事業について

| 番号 | 項目 | チェック欄 | | 判断根拠 |
|-----|--|-------|-------|--|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 2-1 | 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。 | ○ | | 本交付金を活用して新たに施設を整備するものであり、実施中または完了した施設整備を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。 |
| 2-2 | 土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。 | ○ | | 施設の施工にあたっては、事業実施主体である福井県農業協同組合ならびに計画主体である福井県、坂井市およびあわら市が監督し、十分な安全性および検査体制が確保されている。 |
| | 実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。 | — | | 該当なし |
| | 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号） | — | | 該当なし |

| | | | | |
|-----|---|---|--|--|
| | 等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。 | | | |
| 2-3 | 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。 | — | | 該当なし |
| 2-4 | 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。 | ○ | | 生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設）の耐用年数は14年である。 |
| 2-5 | 事業による効果の発現は確実に見込まれるか。 | | | |
| | 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要） | ○ | | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により算定している。 |
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | | 本事業の事業メニューは産地振興追加補完整備であるため、農山漁村振興交付金費用対効果算定要領第2の3により1.0とみなしている。 |
| | 実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。 | — | | 該当なし |
| 2-6 | 事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。 | ○ | | 実施要領別記3の要件類別第1の（9）の要件を満たしている。事業実施主体は福井県農業協同組合であり、別記3第1の2（2）の要件を満たしている。 |
| 2-7 | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。 | ○ | | 事業主体は福井県農業協同組合であり、個人に対する交付や目的外使用のおそれは無い。 |
| 2-8 | 施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。 | | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。 | — | | 該当なし |

| | | | | |
|------|---|---|--|--|
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 | ○ | | 近隣市町の施設の利用状況等の情報を確認して計画を策定している。 |
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。 | ○ | | 施設の管理主体である福井県農業協同組合が関係機関と連携し、リースハウスの各利用者について適切な整備時期、利用開始時期、施設規模や栽培品目・作型等について個別に検討し適正であることを確認している。 |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。 | ○ | | 設置場所は、福井県農業協同組合の集出荷施設の近隣であること、また直売所等の集客施設の近隣であることから、有機的な連携が期待できる。 |
| | ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。 | ○ | | 施設の管理主体であり地域農産物の集出荷を担う福井県農業協同組合および関係機関において、ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画、新規就農誘致計画等の戦略を検討し、運営体制が確立されている。 |
| 2-9 | 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。 | ○ | | 男女分け隔てなく新規就農支援および規模拡大支援を行っている。直近3年間で女性5名が本地区に新規就農している。今後、市事業である「さかひの農業女史プログラム事業」等を活用し、女性農業者同士の交流の場づくり等も検討している。 |
| 2-10 | 事業費積算等は適正か。 | | | |
| | 過大な積算としていないか。 | ○ | | 県単価による積算及び類似案件での比較検討により適正に算出している。 |
| | 建設・整備コストの低減に努めているか。 | ○ | | 直営施工の導入や各種工法の検討、規模の精査等を行っており、コストの低減に努めている。 |
| | 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。 | - | | 該当なし |
| | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。 | ○ | | 導入予定の備品に汎用性が高いものはない。高度環境制御栽培施設の整備費にプロワーカーが含まれるが、施設内でのみ |

| | | | | |
|------|--|---|--|--|
| | | | | 使用するものであり汎用性は無い。 |
| 2-11 | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。 | ○ | | 整備予定場所は、農振農用地内であること、福井県農業協同組合の集出荷施設の近隣であること、また直売所等の集客施設の近隣であることから、農業者の利便性および設置目的から勘案して適正である。 |
| 2-12 | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか。 | ○ | | 農地情報の集約および利用権等の管理を集約する丘陵地農業支援センターおよび三里浜砂丘地農業支援センターが、用地が確保されている、または確保される見通しがしていることを確認している。 |
| 2-13 | 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。 | — | | 該当なし |
| 2-14 | 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。 | | | |
| | 交付要綱別紙19別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。 | — | | 該当なし |
| | 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)。 | — | | 該当なし 本要件が適用される施設はない。 |
| | 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)。 | — | | 該当なし |

| | | | | |
|------|---|---|--|--|
| 2-15 | 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。 | | | |
| | 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。 | - | | 該当なし |
| | 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。 | - | | 該当なし |
| | 1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。 | - | | 該当なし |
| | 6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。 | - | | 該当なし |
| 2-16 | 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。 | - | | 自己負担分について、借り入れではなく自己資金で負担する。 |
| 2-17 | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。 | ○ | | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式を予定している。なお、土層改良についてのみコスト低減の観点から地元組織協議会による委託施工を検討している。 |
| 2-18 | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。 | | | |
| | 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。 | ○ | | 施設の管理主体である福井県農業協同組合において維持管理計画を策定している。維持管理計画は福井県農業協同組合理事会などの審査機関において適正であることを審査、承認されている。 |
| | 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。 | ○ | | 施設の管理主体である福井県農業協同組合において収支計画を策定している。収支計画は福井県農業協同組合理事会などの審査機関において適正であることを審査、承認されている。 |
| 2-19 | 他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。 | - | | 他事業との合体施策でない。 |
| 2-20 | 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。 | - | | 重複申請の予定はない。 |
| 2-21 | 生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。 | ○ | | リースハウス整備は、農業者の減少、高齢化による地域活力の |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| | | | | 低下の課題を有する等地区において、新規就農者の定着と、その新規就農者を育成する里親農家の増加を図ることを目的としており、生産振興を主たる目的としていない。 |
| 2-22 | 他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。 | ○ | | 新規就農者の参入促進と里親農家の増加を図る。新規就農者の参入支援と同時に、既存農家の規模拡大を支援し、農業体験の受入れを通じて新たな里親農家を育成することで、新規就農者の育成・定着を一体的に支援する。以上を目的に産地振興追加補完整備を実施するもので、他の施策の交付趣旨に合致しない。 |
| 2-23 | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。 | ○ | | 区分3 耕作放棄地の解消に向けた取組 区分4 地域再生計画 区分10 地域別農業振興計画 |

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。